

かんたん登記申請の手続追加等について

1 改修内容

(1) 不動産登記関連手続の変更

登記名義人の表示変更の登記申請手続において、会社法人等番号を有しない法人を特定するための情報として、申請人項目に「その他法人識別事項」を追加します。

(2) 不動産登記関連手続の追加

不動産登記関連手続において、以下の手続を追加します。

- ・建物滅失の登記申請

(3) 商業・法人登記関連手続の追加

商業・法人登記関連手続において、以下の手続を追加します。

- ・役員の住所氏名変更登記申請

(4) 不動産登記(申出)関連手続の追加

新たに不動産登記(申出)関連手続に対応します。申請可能な手続は以下の手続になります。

- ・相続人申告登記の申出

(5) 成年後見登記関連手続の追加

新たに成年後見登記関連手続に対応します。申請可能な手続は以下の手続になります。

- ・登記されていないことの証明の申請(後見登記等ファイル)
- ・登記されていないことの証明の申請(閉鎖登記ファイル)
- ・登記事項証明書(後見登記等ファイル)の交付請求
- ・登記事項証明書(閉鎖登記ファイル)の交付請求
- ・変更の登記申請
- ・終了の登記申請

(6) 電子署名方法の追加

従来の IC カードリーダーによる電子署名に加え、スマートフォン版マイナポータルアプリを使用し、マイナンバーカードによる電子署名が可能になります。

2 IC カード連携アプリケーションのバージョンアップについて

令和6年3月29日(金)午後10時以降、マイナンバーカード以外のICカードで電子署名を行う場合、ICカード連携アプリケーションのバージョンアップに伴い再インストールが必要になります。ICカード連携アプリケーションの再インストールは、インストール時の手順と同様になります。[こちらのICカード連携アプリケーションのインストール手順を参照し、インストーラを実行してください。](#)